

社会福祉法人外 房  
役員等報酬規程

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（提出書類）

第4条（理事会及び評議員会・評議員選任・解任委員会出席報酬等）

第5条（役員及び評議員の勤務報酬等）

第6条（出張旅費）

第7条（交通費）

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人外房の役員及び評議員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(提出書類)

第3条 役員及び評議員等は、次の各号の書類を提出しなければならない。

- (1) 運転免許証、任意保険(写)
- (2) マイナンバー「通知カード」と本人確認ができる証明書、または「個人番号カード」
- (3) その他法人必要とする書類

2 前項の提出書類の記載事項に異動があった場合は、その都度速やかに届け出なければならない。

(理事会及び評議員会・評議員選任・解任委員会出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1のとおり報酬及び第7条の交通費を支払うことができる。但し、施設の職員を兼務する者の併用支給はしない。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第5条の報酬及び交通費の併用支給はしない。

2 評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときには、別表1のとおり報酬及び第7条の交通費を定款第8条に定める範囲で支給することができる。但し、施設の職員を兼務する者の併用支給はしない。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第5条の報酬及び交通費の併用支給はしない。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び第7条の交通費を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において理事長の命令を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命令を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び第7条の交通費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び第7条の交通費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人のため出張する場合には、別表1により報酬及び旅費規程の通り旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(交通費)

第7条 交通費は公共交通機関を利用する者は実費支給とする。

- 2 自動車、原付自動車、自転車等を利用する者は次の計算により支給する。

1回あたりの交通費 = 13円 × 往復距離

- 3 距離片道2km未満は支給しない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

ただし、社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員選任・解任委員会出席報酬等については、この規程の例により行う。

別表1

名 称	報 酬 額
理 事 長	10,000円
理 事	10,000円
監 事	10,000円
評 議 員	10,000円
評議員選任・解任委員	5,000円